

～ 地域の中で子育ての助け合い ～



ファミリーサポートセンター事業



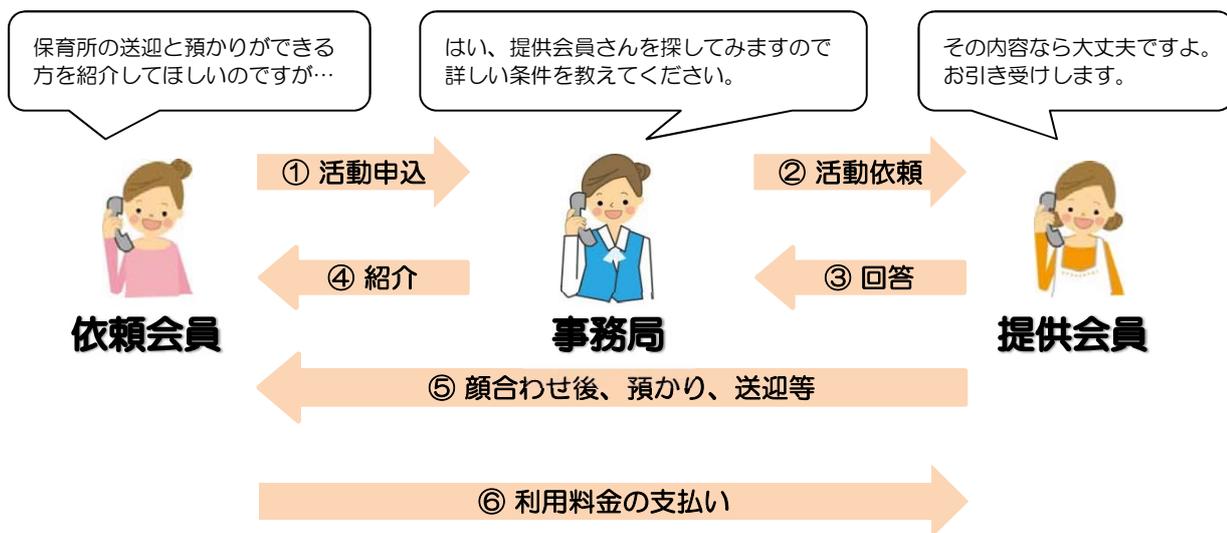
『週1回残業で、保育所のお迎えの時間に間に合わない。誰かに頼めたら…』

『子どもの参観日。下の子をみてもらえたら…』『買い物に行く間、子どもをみてもらえたら…』

そんなとき、「近所で助けてくれる人がいればなあ。」という方と、「お困りなら、お手伝いができますよ。」という方をつなぐ役割をファミリーサポートセンターがお手伝いします。

ファミリーサポートセンターのしくみ

- 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助をしたい方（提供会員）の両方が、ファミリーサポートセンターに登録を行います。
- 依頼会員が、預けたい日、時間などの条件を同センターへ依頼すれば、提供会員の中から条件に合った方の紹介を受けることができます。
- その後は、事前に提供会員の方との顔合わせを行った上で、予定日に子育ての援助を受け、依頼会員が提供会員に利用料金を支払うという仕組みです。



主な援助活動の内容

- ① 保育施設等の保育開始前や終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設等までの送迎
- ③ 放課後児童クラブの終了後の子どもの預かり
- ④ 小学校の放課後の子どもの預かり
- ⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- ⑥ 買い物等外出の際の子どもの預かり
- ⑦ その他、センターが認める依頼会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

※原則として、援助活動は、提供会員の家庭又はセンターが認めた公共施設において行います。

※宿泊を伴う援助活動は、行うことができません。

会員になるには…

- ファミリーサポートセンターでは、依頼会員及び提供会員を随時募集しています。
- 子育ての援助を受けるには、依頼会員としての入会・登録（無料）が必要です。
- 同センターに入会申込兼登録書（役場ホームページ及び役場窓口に設置します）を提出し、承認を受けてください。
- 子育ての援助をするには、提供会員としての入会・登録（無料）のほか、町が実施する講習を受ける必要があります。

※会員になるには、一定の要件があります。

会員登録するための要件

- 依頼会員（子育ての援助を受けたい方）
 - ➡町内に居住、生後6ヶ月から小学校6年生までの子どもの保護者であること
- 提供会員（子育ての援助をしたい方）
 - ➡町内に居住、20歳以上で、心身ともに健康で、積極的に援助活動を行うことができる方
 - ➡自宅で子どもを預かることができる方
 - ➡講習会（町主催）を受講した方
- 両方会員（依頼会員と提供会員の両方に登録する方）
 - ➡依頼会員、提供会員の両方の要件を満たす方

利用料金について

- ① 平日 7時～19時 1時間 700円
- ② 上記以外（早朝・夜間・土日祝日等） 1時間 800円

※利用料金は、活動終了後、依頼会員が提供会員へ直接お支払ください。

※おやつ・送迎にかかる交通費等は、実費分を依頼会員が負担してください。

※最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とします。1時間を超えたときは、超えた時間が30分以下は半額とし、30分を超えたときは次の1時間とみなします。

利用申込について

福祉課児童福祉係（役場1階7番窓口）にて申込できます。
受付期間は、平日8時30分～12時、13時～17時15分です。

【担当】 大山崎町 福祉課 児童福祉係

TEL：075-956-2101（内線184）

メール：jido@town.oyamazaki.lg.jp